

事業 優先順位		2	細事業:保険料還付金				整理 番号		99	
目 的		一般被保険者保険料の更正に伴う納付済保険料の還付								
目 標		保険料の還付未請求者に対し、その適正な処理を行うよう取り組む。								
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	昭和64年度以前	根拠 法令	地方自治法第231条の3、地方税法第17条及び第17条の2				
事業費・財源				平成24年度	比 較				平成24年度	比 較
	事業費(決算額)(千円)			7,053		コスト 情報・従事 職員数	総コスト(千円)			12,608
	財 源 内 訳	一般財源		7,053			内 訳	事業費		7,053
		国府支出金		0				人件費		5,555
		地方債		0				公債費		0
		その他特定財源		0			一人あたり(円)			112
				0			世帯あたり(円)			267
				0			参 考	職員数(人)		0.70
			0		再任用職員数(人)				0.00	
	今後の 方向性		保険料の還付未請求者に対し、早期還付手続きの依頼を促すため、今後も継続して、依頼文書の送付のほか、電話・訪問等を実施する。							
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	一般被保険者保険料納付義務者(H23年4月末現在:16,913人)					
	A	A	A							

細事業：保険料還付金

過年度において納付済の一般被保険者保険料の還付未請求者に対し、早期還付手続きの依頼を促すため、依頼文書の送付のほか、電話・訪問等を実施するなど、その適正な処理を行うよう取り組んだ。

歳出予算による還付状況

件数	348件
金額	7,053,020円